

半田市公共汚水ます設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の公共下水道事業における排水設備の整備促進及び円滑な維持管理を図るため、汚水を排除すべき公共下水道のます（以下「公共汚水ます」という。）及び取付管の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 公共汚水ますは、宅地等の敷地内に設置し、公道等の境界より2メートル以内とする。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(設置個数)

第3条 公共汚水ますの設置個数は、別表に定めるところによる。

(申請等)

第4条 公共下水道管布設時において公共汚水ますの設置を希望する者は、公共汚水ます設置申請書（様式第1）を管理者に提出するものとする。

2 他人の土地に公共汚水ますを設置しなければ公共下水道に流入させることが困難である者は、前項の申請書においてその所有者の承諾を得るものとする。

3 公共下水道管布設時において建築物等が存在せず、公共汚水ますの設置を必要としない土地（概ね3年以内に汚水を排除することが明らかな土地を除く。）にあつては、汚水を新たに排除することとなるときに公共汚水ますを設置するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(増設の要件)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、公共汚水ますの増設を認めるものとする。

(1) 土地利用形態の変更により、所有権を移転し、又は賃借権その他の権利を設定し、汚水を排除することが明らかで、かつ、既設公共汚水ますに流入させることが不可能な場合

(2) 建築物等の増改築又は新築に伴い、汚水を既設公共汚水ますに流入させることが不可能な場合

(3) 前各号に定めるもののほか、管理者が増設をやむを得ないと認める場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合であっても、公共汚水ますの増設を必要とする土地に係る受益者負担金を滞納している期間においては、増設を認めないものとする。

(増設等の申請)

第6条 公共汚水ますを増設又は変更しようとする者は、公共汚水ます増設・変更申請書（様式第2）を管理者に提出するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(費用負担)

第7条 公共汚水ます及び取付管の設置等に要する費用の負担は、次に掲げるところによる。

(1) 第4条及び第5条第1項第1号に該当する場合は管理者負担とする。

(2) 第5条第1項第2号及び前条第1項の変更に該当する場合は、前条第1項に規定する者の負担とする。

(3) 第5条第1項第3号に該当する場合は、その都度管理者が定めるものとする。

(維持管理等)

第8条 宅地等の敷地内に設置される公共汚水ます及び取付管の所有権は管理者に帰属し、当該土地の使用期間は永代であり、かつ、使用料は無償であるものとする。

2 公共汚水ます及び取付管の維持管理は、管理者が行うものとする。

3 公共汚水ます及び取付管に対して管理者の行う点検、取替、修繕等に支障となる施設又は工作物その他の物件を設けてはならないものとする。

(適用の特例)

第9条 この要綱は、半田市下水道処理区域編入に関する要綱第1条に規定する既整備区域については下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項に規定する供用開始の公示の日から適用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めのないものについては、その都度管理者が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公共汚水ます設置個数基準	
<p>半田市水道事業給水条例(平成10年半田市条例第16号)第4条に掲げる給水装置又はこれに類する装置1か所につき、公共汚水ますは1個以内とする。ただし、管理者がこれにより難いと認めるときは次の区分に応じた個数以内とする。</p>	
区 分(宅地、田畑等の地積)	設 置 個 数
500平方メートルまでのもの	1個以内
500平方メートルを超え、1,000平方メートルまで	2個以内
1,000平方メートルを超え、1,500平方メートルまで	3個以内
1,500平方メートルを超え、2,000平方メートルまで	4個以内
2,000平方メートルを超えるもの	5個以内

様式第 1 (第 4 条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">公共汚水ます設置申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">半田市下水道事業 半田市長 様</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">住所</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">電話 () -</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">半田市公共汚水ます設置に関する要綱に基づき、以下のとおり申請します。</p>			
設置場所	町 丁目 番地	地積	m ²
<p>番号に○をお付け下さい。</p> <p>1. 公共汚水ますの設置を希望します。(以下の項目にもご記入ください。)</p> <p>2. 公共汚水ますの設置を保留します。(保留の理由のみご記入ください。)</p> <p style="margin-left: 20px;">理由：</p>			
土地所有者 氏 名		◎申請者と土地所有者が異なるなどのときは、下段で土地所有者等から承諾を得てください。	
設 置 位 置 図			
<p>注) 1. 最寄りの公道、通路や玄関、台所、浴室、便所等の位置と公共汚水ますの設置位置をご記入ください。なお、別図を添付して下さっても結構です。</p> <p>2. 申請者は、建物の所有者または土地の所有者に限ります。</p>			
<p>上記の土地について半田市公共汚水ます設置に関する要綱に基づき申請者が使用する公共汚水ます等を設置することに対して、異議なく承諾します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">住所</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">土地所有者 氏名</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">電話 () -</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">住所</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">その他の権利者 氏名</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">電話 () -</p>			

様式第2（第6条関係）

<p style="margin: 0;">公共汚水ます増設・変更申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">半田市下水道事業 半田市長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">申請者 氏名</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">電話（ ） —</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">半田市公共汚水ます設置に関する要綱に基づき、公共汚水ますの増設・変更について次のとおり申請します。</p>			
増設(変更)場所	町	丁目	番地
	地積	㎡	
土地所有者 氏名	◎申請者と土地所有者が異なるなどのときは、下段で土地所有者等から承諾を得てください。		
増設(変更) の理由			
増設 (変更) 位置 図			
<p>注) 1. 最寄りの公道、通路や玄関、台所、浴室、便所等の位置と公共汚水ますの設置位置をご記入ください。なお、別図を添付して下さっても結構です。</p> <p>2. 申請者は、建物の所有者または土地の所有者に限ります。</p>			
<p style="margin: 0;">上記の土地について半田市公共汚水ます設置に関する要綱に基づき申請者が使用する公共汚水ます等を設置することに対して、異議なく承諾します。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">土地所有者 氏名</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">電話（ ） —</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">その他の権利者 氏名</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">電話（ ） —</p>			